

遺産預貯金「柔軟に分配」

「分割」対象に 最高裁が判例変更

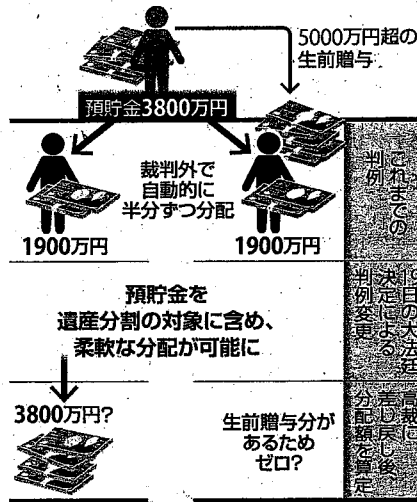
亡くなった人の預貯金金を自動的に分配すると、生前贈与を受けた遺族が有る対象となるかどうかが争われた裁判で、最高裁大法官裁判長・寺田逸郎長官は19日の決定で、対象になるとの初判断を示し、法定相続分に依りて自動的に配分するとしていた従来の最高裁判例を変更した。預貯

金を自動的に分配すると、生前贈与を受けた遺族が有る対象となるかどうかが争われた裁判で、最高裁大法官裁判長・寺田逸郎長官は19日の決定で、対象になるとの初判断を示し、法定相続分に依りて自動的に配分するとしていた従来の最高裁判例を変更した。預貯金に適用されるが、決

着済みの裁判には影響しない。

遺産は通常、相続人である遺族の話し合いで取り分が決められ、全員が合意すれば、預貯金も法定相続分

に關係なく柔軟に分けられる。だが、話し合いがまとまらずに裁判になると、預貯金は法定相続分に依りて



預貯金を巡り、今回の裁判で争われた遺産相続の構図

自動的に分配される」として2004年の最高裁判決に縛られ、「土地は姉、預貯金金額は妹」といった分配

軟に分配できる現金と扱いは変わらなくなってきたという指摘。その上で、「預貯金は常に残高が変動し、相続開始と同時に相続額を確定させて分けられる性質のものではない」として、柔軟な分配を認めた。

今回の裁判は、法定相続分が2分の1ずつの遺族2人の間で争われた。遺産の大半は約3800万円の預貯金で、1人は5000万円超の生前贈与を受けており、もう1人の遺族が「生前贈与を考慮して預貯金も柔軟に分配しないと、相続人間の公平が図れず不合理だ」と主張。1審・大阪家裁と2審・大阪高裁は預貯金の配分を機械的に「半分ずつ」としていた。

今回の決定は2審を破棄して大阪高裁に差し戻したため、高裁がそれぞれの取り分を算定し直す。

銀行払い戻し 対応に影響も

今回の決定は、金融機関

の対応にも影響を与える可能性はある。

これまでの、大手銀行が一部の相続人とのトラブルを回避するため、遺産分割が決着するまで預貯金の払い戻しに応じなかった場合、払い戻しを求めた裁判で銀行側が敗訴するケースがあった。04年の判例で「自動的に配分する」とされてきたためだ。だが、今回の判例変更により、取り分が裁判で確定するまで払い戻しに応じないことに、「お墨付き」が与えられることになる。

一方、払い戻しができなくなれば、故人の口座から生活費などを工面していた相続人が困窮する恐れなどが生じる。

大谷剛彦裁判官ら5人の裁判官は補足意見で、緊急の場合に一部の預貯金の払い戻しを裁判所が認める「保全処分」の仕組みを活用すれば、こうした不都合な事態にも対応できると指摘した。